

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第59号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年2月13日 09時40分ごろ
発生場所	愛媛県今治市四阪島南東方沖 今治市所在の海瀬磯灯標から真方位064°4.17海里付近 (概位 北緯34°05.9′ 東経133°12.4′)
事故等調査の経過	平成24年4月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十二 ^{にいほま} 新居浜丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134851、住鋳物流株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	右舷船首部船底外板に擦過傷、スクリュー曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、鉄鋼ペレット約1,299tを積載し、船首約2.9m、船尾約4.6mの喫水により、平成24年2月13日08時30分ごろ愛媛県新居浜市新居浜港を出港し、今治市四阪島所在の工場棧橋への着棧待機のため、四阪島南東方沖に向かった。</p> <p>本船は、四阪島南東方沖で着棧待機する場合、通常、バンダイ磯南東灯浮標北方に拡張する浅所（以下「北側浅所」という。）の北方にある水深20m～25mの場所で錨泊していたが、北側浅所的水深約10mの水域で錨泊が可能かどうか海底の状況を探るため、GPSプロッターを見ながら、同水域を西進することとした。</p> <p>本船は、北側浅所的水深約10mの水域を西進して通過後、船長が、同水域での錨泊が可能と思い、再び北側浅所に西進して進入し、左舷錨を投入して錨鎖を伸出しながら左回頭中、右舷船首部に衝撃を感じ、慌てて錨鎖の伸出を2節で止め、約2ノットの対地速力で西北西に向けて後進中、平成24年2月13日09時40分ごろ再び船底に衝撃を感じた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし

判明した事項の解析	本船は、四阪島南東方沖で錨泊待機する際、船長が北側浅所の水深約10mの水域での錨泊が可能と思い、同水域に向けて航行したことから、北側浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、四阪島南東方沖で錨泊待機する際、船長が北側浅所の水深約10mの水域での錨泊が可能と思い、同水域に向けて航行したため、北側浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・錨泊場所の選定には、余裕水深を考慮すること。